民生専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

| 提案 番号 | 協議項 目番号 | ⊐− l 番号 | 分科会 名称 | 事務事業等名称(項目名) | 現況調書ページ | 問題点 | 調整案 | 調整案の詳細 |
|----------|------------|----------------|-----------|------------------------------|---------|---------------------------------|--|--|
| 1 | 17 | 030201030101 | 住民 | 難病患者激励費 | 4 | 佐久市が単独で実施している。 | 合併時までに調整する。 | |
| 2 | 17 | 030201030105 | 住民 | 難病患者等通院費補助事業 (単独分) | 5 | 浅科村・望月町が実施している。 | 合併時までに調整する。 | |
| 3 | 16 | 020203010201 | 生活環境 | 家庭ごみ処理手数料 | 6 | 4市町村とも手数料を徴収しているが、料金に差 異がある。 | 一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合 併時までに調整する。 | |
| 4 | 20 | 010203010503 | 生活環境 | 川西保健衛生施設組合分担金 (広域処理場汚泥処理) | 7 | 望月町が単独で加入し負担している。 | 合併時、新市において加入し負担する。 | 合併時までに、分担金の負担割合について、当該一 部事務組合と協議を進める。 |
| 5 | 20 | 030203010503 | 生活環境 | 川西保健衛生施設組合分担金 (L尿処理) | 8 | 望月町が単独で加入し負担している。 | 合併時、新市において加入し負担する。 | 合併時までに、分担金の負担割合について、当該一 部事務組合と協議を進める。 |
| 6 | 20 | 050203010201 | 生活環境 | 佐久市 <mark>軽井沢町清掃施設組合</mark> | 9 | 佐久市が単独で加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 7 | 20 | 050203010202 | 生活環境 | 南佐久環境衛生組合 (ごみ処理) | 10 | 日田町が単独で加入している。 | 南佐久環境衛生組合によるごみ処理施設建設計画は凍結と決定されており、新市における臼田地域のごみ処理については、佐久市 軽井沢町清掃施設組合において処理するため、ごみ処理部門については、合併時脱退する。 | |
| 8 | 20 | 050203010203 | 生活環境 | 川西保健衛生施設組合(ごみ処理) | 11 | 浅科村・望月町が加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 9 | 20 | 050203010301 | 生活環境 | 佐久平環境衛生組合 | 12 | 佐久市・臼田町が加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |

| 提案 番号 | 協議項 目番号 | ⊐− l番号 | 分科会 名称 | 事務事業等名称(項目名) | 現況調書ページ | 問題点 | 調整案 | 調整案の詳細 |
|----------|------------|--------------|-----------|------------------------------------|---------|---------------------|--------------------------------|--|
| 10 | 20 | 050203010302 | 生活環境 | 浅麓環境施設組合 (U尿処理) | 13 | 浅科村が単独で加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う合併時までに、議員定数分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。現在、小諸市内において汚泥再生処理センターを建設中(平成17年12月完成予定)。 |
| 11 | 20 | 050203010303 | 生活環境 | 川西保健衛生施設組合 (U尿処理) | 14 | 望月町が単独で加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 12 | 20 | 050203010304 | 生活環境 | 川西保健衛生施設組合 <i>(</i> 広域 処理場汚泥処理) | 15 | 望月町が単独で加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 13 | 22 | 010203020309 | 生活環境 | 給水装置指定工事店の登録 | 16 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | 給水受益者の給水装置工事の適正な施行を確保する ため、現行どおりとする。 |
| 14 | 22 | 010203020310 | 生活環境 | 水道メーター検針委託事業 | 17 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | |
| 15 | 22 | 010203020401 | 生活環境 | 望月町水道事業 | 18 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | 1.望月町の住民に給水しているため、新市においても現状どおりとする。2.将来、新市において佐久水道企業団との調整を図る。 |
| 16 | 22 | 020203020101 | 生活環境 | 望月町水道使用料 | 21 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | 平成16年度において料金改定の検討。平成17年度料 金改定予定。 |
| 17 | 22 | 020203020102 | 生活環境 | 望月町水道新規加入金 | 22 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | 平成16年度において改定を検討する。 |
| 18 | 22 | 020203020103 | 生活環境 | 望月町水道開栓等手数料 | 23 | 望月町が単独で実施している。 | 合併時、現行どおりとする。 | 平成16年度において改定を検討する。 |
| 19 | 22 | 030203021002 | 生活環境 | 日本水道協会負担金 | 24 | 望月町が単独で加入し負担している。 | 合併時、新市において加入し負担する。 | |
| 20 | 22 | 030203021101 | 生活環境 | 望月町外1市水道企業団負担金 | 25 | 望月町が単独で加入し負担している。 | 一部事務組合の構成団体との協議を継続し合併時までに調整する。 | |
| 21 | 22 | 050203020101 | 生活環境 | 佐久水道企業団 | 26 | 佐久市 臼田町 浅科村が加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数 分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |

| 提案 番号 | 協議項 目番号 | ⊐−├番号 | 分科会 名称 | 事務事業等名称(項目名) | 現況調書ページ | 問題点 | 調整案 | 調整案の詳細 |
|----------|------------|--------------|-----------|-------------------------------|---------|---|---|--|
| 22 | 22 | 050203020102 | 生活環境 | 浅麓水道企業団 | 27 | 佐久市が単独で加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う合併時までに、議員定数分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 23 | 22 | 050203020103 | 生活環境 | 望月外1市水道企業団 | 28 | 望月町が単独で加入している。 | 一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合 併時までに調整する。 | |
| 24 | 22 | 050203020201 | | 小諸市外三市町村御牧 <i>ヶ</i> 原水 道組合 | 30 | 浅科村・望月町が加入している。 | 合併時、新市において加入する。 | 新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数 分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 |
| 25 | 28-2 | 010203010502 | 生活環境 | U尿処理事業 | 31 | 佐久市・臼田町は佐久平環境衛生組合、浅科村は浅麓環境施設組合、望月町は川西保健衛生施設組合がそれぞれ処理を行っている。 | 合併時、現行どおりとする。 | |
| 26 | 28-2 | 010203010602 | 生活環境 | 家庭ごみ分別収集 | 32 | 4市町村と七実施しているが、分別方法・処理体制・処理施設に差異がある。 | 合併時、現行どおりとする。 | 分別については、佐久市の3大分別14種類を基本として、臼田町区域では生ごみを分別する。 浅科村、望月町は、川西保健衛生施設組合にて実施している19分別を基本とする。 処理施設及び処理方法は、当面の間現行どおりする。 収集回数など詳細については、施設の処理能力や運営形態、住民の利便に配慮し決定する。 |
| 27 | 28-2 | 010203010604 | 生活環境 | 事業系一般廃棄物処理 | 33 | 4市町村とも実施しているが、処理手数料 分別 方法に差異がある。 | 一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合 併時までに調整する。 | |
| 28 | 28-2 | 010203010606 | 生活環境 | ごみステーション | 34 | 4市町村が実施しているが、設置基準、維持管理 方法に差異がある。 | 合併時、現行のごみステーションを活用する。なお、新設時の手続き及び維持管理方法は佐久市の例を基本に統一する。 | 1.新市において設置基準の統一を図る。 2.管理は地元区が行うまのとし、管理費用は家庭ごみ 指定袋の販売により財源を確保する。 3.臼田町・浅科村の補助金方式は廃止する。 |
| 29 | 28-2 | 010203010619 | | 粗大ごみ 処理困難物収集処理 業務 | | 臼田町・浅科村・望月町で実施しているが、実施 方法に差異がある。 | 合併時、個人による処理施設への直接搬入を基本とするため収集については廃止する。なお、各処理施設で受け入れのできない物については、民間業者へ直接搬入を行うまのとする。また、収集を廃止する町村の住民に対しては、この旨が十分に周知されるよう努める。 | |

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。